

		労働者災害補償保険法	国民年金法	厚生年金保険法								
内払 (支給停止)	状況	年金たる保険給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる保険給付が支払われたとき	年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたとき	同左								
	処理	支払われた年金たる保険給付は、その後に支払うべき年金たる保険給付の 内払とみなすことができる	支払われた年金は、その後に支払うべき年金の 内払とみなすことができる	同左								
内払 (減額改定)	状況	年金たる保険給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる保険給付が支払われた場合	障害基礎年金又は遺族基礎年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の障害基礎年金又は遺族基礎年金が支払われた場合	年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合								
	処理	減額すべきであった年金たる保険給付は、その後に支払うべき年金たる保険給付の 内払とみなすことができる	減額すべきであった障害基礎年金又は遺族基礎年金は、その後に支払うべき障害基礎年金又は遺族基礎年金の 内払とみなすことができる	減額すべきであった年金は、その後に支払うべき年金たる保険給付の 内払とみなすことができる								
内払 (変更)	状況	同一の傷病に関し、Aの保険給付を受ける権利が消滅し、同時にBの保険給付を受ける権利を取得した場合において、その消滅した月の翌月以後の分としてAの保険給付が支払われたとき <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休業(補償)給付</td> <td>傷病(補償)年金 障害(補償)年金 障害(補償)一時金</td> </tr> <tr> <td>傷病(補償)年金</td> <td>休業(補償)給付 障害(補償)年金 障害(補償)一時金</td> </tr> <tr> <td>障害(補償)年金</td> <td>休業(補償)給付 傷病(補償)年金 障害(補償)一時金</td> </tr> </tbody> </table> <p>※遺族(補償)年金が対象外になっている点に注意!</p>	A	B	休業(補償)給付	傷病(補償)年金 障害(補償)年金 障害(補償)一時金	傷病(補償)年金	休業(補償)給付 障害(補償)年金 障害(補償)一時金	障害(補償)年金	休業(補償)給付 傷病(補償)年金 障害(補償)一時金	乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として、乙年金の支払が行われたとき	同左
	A	B										
休業(補償)給付	傷病(補償)年金 障害(補償)年金 障害(補償)一時金											
傷病(補償)年金	休業(補償)給付 障害(補償)年金 障害(補償)一時金											
障害(補償)年金	休業(補償)給付 傷病(補償)年金 障害(補償)一時金											
処理	支払われたAの保険給付は、Bの保険給付の 内払とみなす	支払われた乙年金は、甲年金の 内払とみなす	同左									
内払 (年金間の調整)	状況	—	同一人に対して、 厚生年金保険法による年金たる保険給付 の支給を停止して年金給付を支給すべき場合において、年金給付を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として厚生年金保険法による年金たる保険給付の支払が行われたとき	同一人に対して、 国民年金法による年金たる給付 の支給を停止して年金たる保険給付を支給すべき場合において、年金たる保険給付を支給すべき事由が生じた月の翌月以後の分として国民年金法による年金たる給付の支払が行われたとき								
	処理	—	支払われた厚生年金保険法による年金たる保険給付は、年金給付の 内払とみなすことができる	支払われた国民年金法による年金たる給付は、年金たる保険給付の 内払とみなすことができる								
充当	状況	年金たる保険給付を受ける権利を有する者が死亡したため、その支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき 保険給付 があるとき	年金給付の受給権者が死亡したため、その受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき 年金給付 があるとき	年金たる保険給付の受給権者が死亡したため、その受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき 年金たる保険給付 があるとき								
	処理	当該保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に 充当することができる	当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に 充当することができる	当該年金たる保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に 充当することができる								
内払と充当	「内払」は、年金等の保険給付の支払変更事由(停止、減額、変更)が生じたにもかかわらず、変更(停止、減額、変更)すべき分の保険給付が支払われた場合に、同一人について行われる処理をいい、受給権者の変更を伴わない。 「過誤払による返還金債権への充当」は、年金たる保険給付の受給権者が死亡したことにより受給権が消滅したにもかかわらず、年金たる保険給付が支払われた場合に、当該死亡に関する他の受給権者について行われる処理をいい、前後の受給権者が異なる。											